

令和 8 年第 1 回市議会定例会（3 月）



請願・陳情書



秋田県由利本荘市議会

目 次

請願第1号 免税軽油制度の継続を国に求める意見書提出についての請願	… 1 P
陳情第1号 選択的夫婦別姓制度の導入を国に求める意見書提出についての 陳情	… 2 P
陳情第2号 インボイス制度の廃止を目指し、事業者の負担を軽減する経過 措置の継続を国に求める意見書提出についての陳情	… 5 P
陳情第3号 最低賃金の改正と中小企業・小規模事業所支援の拡充を国に求 める意見書提出についての陳情	… 7 P

(写)

請願第1号

令和8年2月3日 受理

請 願 書

【請願の要旨】

免税軽油制度の継続を国に求める意見書提出についての請願

紹介議員

由利本荘市議会議員 佐 藤 義 之

【請願の理由】

これまで冬季観光産業の重要な柱であるスキー産業の発展に貢献してきた軽油引取税の課税免除の特例措置（以下「免税軽油制度」という。）が、令和9年3月末で廃止される状況にあります。

この免税軽油制度は、元来、道路を走行しない機械に使う軽油について、軽油引取税（1リットル当たり 32 円 10 銭）を免税する制度で、船舶、鉄道、農業・林業、製造業など、幅広い事業の動力源の用途などに認められてきたものであります。

スキー場産業では、索道事業におけるグレンデ整備車及び降雪機に使う軽油が免税となっており、この制度が廃止されれば索道事業者は大きな負担増を強いられ、スキー場の持続的経営が困難となるとともに、地域経済に計り知れない影響を与えることになります。

以上の趣旨から、下記事項につき、地方自治法第 99 条に基づき、政府関係機関に対し意見書を提出していただくことを請願します。

記

索道事業に係る免税軽油制度を継続していただくこと。

令和8年2月3日

由利本荘市議会議長 佐 藤 健 司 様

仙北市田沢湖生保内字高野 73-2

東北索道協会 秋田地区部会

会長 草 強 作 博 ㊞

(写)

陳情第1号

令和7年11月25日 受理

陳情書

【陳情の要旨】

選択的夫婦別姓制度の導入を国に求める意見書提出についての陳情

【陳情の理由】

人生において氏名はその人自身を表すものであり、人格の一部となっています。しかしながら婚姻の際には、そういった氏名の氏（うじ）、姓をどちらかが変えなければならぬというものが日本の制度です。そして、姓を変えるのは約95%、ほとんどが女性側となっています。これは、民法第750条が、「夫婦は、婚姻の際に定めるところに従い、夫又は妻の氏を称する。」と定めて夫婦同姓を義務づけており、婚姻後もそれぞれが婚姻前の姓を称することを希望する夫婦の婚姻を認めていないということになります。

しかし、冒頭に述べましたとおり、氏名はその人の人格の一部となっているもので、自分の意思に反して変えることが強制されるようなものではないはずです。この点については最高裁判所も、氏名は「人が個人として尊重される基礎であり、その個人の人格の象徴であって、人格権の一内容を構成する」（1988年2月16日最高裁判決）としており、このような判断からしても「氏名の変更を強制されない自由」は、人格権の重要な一内容として憲法第13条によって保障されています。とするならば、民法第750条は、婚姻に際し姓を変更したくない人の氏名の変更を強制されない自由を不当に制約しているのですから、憲法第13条に反すると言えます。

また、そもそも夫婦が同姓にならなければ婚姻できないとすることは、憲法第13条の自己決定権として保障される「婚姻の自由」を不当に制約するものであります。さらに言えば、夫婦別姓を希望する人は、自己の信条に反し夫婦同姓を選択しない限り婚姻できないということになるのですから、そのような考えの人が婚姻の効果を享受できないというのは、憲法第14条第1項に定める「法の下の平等」にも反するものであります。

一方、婚姻に関する憲法上の規定としては、第24条があります。

同条第1項は「婚姻は、両性の合意のみに基いて成立し、夫婦が同等の権利を有する」と定め、同条第2項は「法律は、個人の尊厳と両性の本質的平等に立脚して、制定されなければならない。」としております。これは、婚姻における両性の平等を定めるとともに、婚姻や家族に関する法律をつくる際には、憲法第13条及び第14条第1項の趣旨が反映されるべきものとしているのです。

しかしながら、現行法制度の下では、冒頭に述べましたとおり、新たに婚姻する夫婦のうち約95%で女性が改姓しており、事実上、多くの女性に改姓を強制し、その姓の選択

の機会を奪うものとなっています。また、先ほど指摘した、憲法第 13 条の自己決定権の 1 つである「婚姻の自由」や「氏名を強制されない自由」が不当に制約されるという点からも民法第 750 条は、当事者の自律的な意思決定に不合理な制約を課すもので、憲法第 24 条にも反するものです。

また、強調しておきたいことは、世界各国の婚姻制度を見ても、夫婦同姓を法律で義務づけている国は、日本のはかには見当たらないということです。この点は政府も国会答弁で認めています。

そして、日本が批准する女性差別撤廃条約や市民的及び政治的権利に関する国際規約（自由権規約）では、各配偶者には婚姻前の姓の使用を保持する権利があるとされており、日本が採用する夫婦同姓を義務づける法制度は国際的にも批判がなされています。

国連女性差別撤廃委員会からは、2024 年 10 月にも、日本政府に対して女性が婚姻前の姓を保持することを可能にする法整備をとの勧告がなされました。このような勧告は実にこれで 4 度目です。

そして、国際人権（自由権）規約委員会からも、2022 年 11 月の総括所見で、民法第 750 条が実際にはしばしば女性に夫の姓を採用することを強いているとの懸念が表明されました。

日本でのこれまでの法改正の試みとしては、1996 年に法制審議会が選択的夫婦別姓制度を導入する「民法の一部を改正する法律案要綱」を答申しましたが、実現されないまま既に四半世紀以上が経過しているという状況です。なお、2015 年 12 月 16 日の判決や 2021 年 6 月 23 日の決定で最高裁判所が民法第 750 条を合憲としてはおりますが、これらの判断は、選択的夫婦別姓制度の導入を否定したものではないということに留意すべきです。夫婦の姓に関する制度の在り方は「国会で論ぜられ、判断されるべき事柄にほかならない」として、国会での議論を促したものなのです。

近時の世論や情勢に目を向ければ、官民の各種調査において選択的夫婦別姓制度の導入に賛同する意見が高い割合を占め、多くの地方議会でも同制度の導入を求める意見書提出についての陳情が採択されています。また、経済団体等からも、現行制度は個人の活躍を阻害し、様々な不利益をもたらすとして、同様の要望・提言が出されています。私たちの社会で多様性（ダイバーシティー）の尊重や女性活躍推進に向けた取組の重要性が語られる中で、多くの既婚女性が婚姻により改姓を事実上強制され、アイデンティティーの喪失に直面したり、仕事や研究等で築いた信用や評価を損なったりしています。旧姓を通称使用しても、金融機関等との取引や海外渡航の際の本人確認、公的機関・企業等とのやり取り等に困難を抱え、通称使用による精神的苦痛も受けている現実があることは決して看過できません。

国は、この問題が「婚姻の自由」や「氏名の変更を強制されない自由」に関わる人権問題であることを真摯に受け止め、これを速やかに是正すべきです。それは同時に、婚姻を望む人の選択肢を増やすことであり、多様性が尊重される社会、男女共同参画社会の実現につながり、私たちの社会に活力をもたらすものでもあります。

以上の理由から、下記事項につき、地方自治法第 99 条に基づき、国に対して意見書を提出してくださるよう陳情いたします。

記

夫婦同姓を義務づける民法第 750 条を速やかに改正し、選択的夫婦別姓制度を導入すること。

令和 7 年 11 月 18 日

由利本荘市議会議長 佐 藤 健 司 様

秋田市山王 6-2-7
秋田弁護士会
会長 竹 田 勝 美 ㊞

(写)

陳情第2号

令和7年12月1日 受理

陳情書

【陳情の要旨】

インボイス制度の廃止を目指し、事業者の負担を軽減する経過措置の継続を国に求める意見書提出についての陳情

【陳情の理由】

令和7年7月の参議院選挙では、物価高対策が最大の争点となり、消費税減税とインボイス制度を廃止するよう訴えた政党が得票・議席数とも多数となりました。消費税減税とインボイス制度の廃止を求める民意は明確です。

依然として続く物価高の中で、賃上げ圧力が強まり、人手不足が広がる中で小規模企業の倒産が増加しています。こうした厳しい状況に拍車をかけているのがインボイス制度です。

インボイス制度の実施によって、本来消費税の納税が免除される売上高1,000万円以下の小規模事業者やフリーランスが消費税の納税義務を負わされ、その負担に苦しめられています。インボイス発行に伴う実務だけでなく、発注者による取引排除や値引きの強要など不公正な取引も後を絶ちません。

「消費税の価格転嫁ができていない」が77%に上り、4者に1者以上(26.1%)が、経過措置が廃止された段階で免税業者と取引を「見直す、取引しない」と回答しています。こうした状況のまま、令和8年9月末で「2割特例」及び「8割控除」経過措置を縮小・廃止すれば、小規模事業者やフリーランスは廃業の危機に追い詰められることになります。

以上の趣旨から、下記事項について、地方自治法第99条に基づき、国に対して意見書を提出してくださるよう陳情いたします。

記

インボイス制度の廃止を目指し、経過措置として実施された「2割特例」、「8割控除」を継続すること。

令和7年11月26日

由利本荘市議会議長 佐 藤 健 司 様

秋田市中通7丁目2-21
秋田県商工団体連合会
会長 小玉正憲㊞

(写)

陳情第3号

令和8年1月19日 受理

陳 情 書

【陳情の要旨】

最低賃金の改正と中小企業・小規模事業所支援の拡充を国に求める意見書提出についての陳情

【陳情の理由】

食品など生活必需品の値上がりが続き、秋田県民の生活を圧迫しています。特に、最低賃金近傍で働くパートや派遣、契約など非正規雇用やフリーランスなど弱い立場の労働者の生活破綻が深刻です。また、価格転嫁ができずに苦しむ中小企業・小規模事業所の経営にも打撃を与えています。

物価高騰から労働者の暮らしを守り、日本経済の回復を進めるためには、2025年春闘でつくられた賃金引上げの動きを加速させ、GDPの6割を占める国民の消費購買力を高め、経済の好循環をつくる必要があります。そのためには、最低賃金の抜本的改善による賃金の底上げが必要です。

日本の最低賃金制度の問題は、①最低賃金が低すぎて生活できない、②全国一律制でないため、最低賃金の高い都府県に労働者が流出する、③中小企業支援が不十分、の3つです。2025年の改定によって、加重平均は1,121円（前年比+66円、+6.3%）となりましたが、もともと低額なため、生活改善が実感できる引上げとはなっていません。2025年の改定は、最高の東京で時給1,226円、秋田県では1,031円、最も低い県では1,023円にすぎず、月150時間勤務で15.3万円～18.3万円であり、最低賃金法第9条第3項の「労働者の健康で文化的な最低限度の生活」を確保することはできません。

現行法では、最低賃金決定の3要素「その地域の労働者の生計費と賃金、事業の支払能力」を考慮し、最低賃金額を決めています。地域別である限り、最低賃金額が低い地域では、その現状の「支払能力」や経済状況、冷え込んだ指標を基に最低賃金額が決められ、低いままとなります。また、最低賃金額の高い地域は低い地域を考慮し決められています。このように地域別制度は、最低賃金額が低い地域は常に低いままとなり、引上げを妨げる構造的な欠陥があります。人口の一極集中や若者の都市部への流出を止めることもできません。最低賃金額が低い地域は、労働者の賃金が低くなり、年金、生活保護費、公務員賃金など、あらゆる生活と経済格差につながっています。最低賃金額が低い地域の経済の疲弊を生み、日本経済をゆがめている原因になっています。

最低賃金を引き上げるためには、国による、相応の財政捻出する決断も含め、抜本的な中小企業・小規模事業所支援の強化が必要です。政府も「中小企業・小規模事業者の賃金向上

「推進5か年計画」等を進めていますが、多くの地方最賃審議会答申・付帯決議に示された、社会保険料の減免や新たな支援金制度の創設、中小企業が労務費を販売価格に転嫁できるようにする取引の適正化、環境整備をさらに強力に進めることができます。労働者・国民の生活を底上げし、購買力を上げることで、地域の中小企業・小規模事業所の営業も改善させる地域循環型経済の確立が可能になります。

また、2025年の改定では、発効日をこれまでの10月から遅らせる地方が増え、その差は最大6か月となり、同じ最賃額でも年収が大きく異なってしまう新たな地域間格差が顕在化しました。全ての地方で発効後は、地域間格差は212円から203円に9円縮小しますが、半年間は212円から275円の63円に拡大します。秋田県では10月からの1年間で見ると目安額を大幅に下回ることとなります。発効日の先送りは、低い金額を長く据え置き生活改善を遅らせるとともに、他の地方との間でかつてないほどの格差を労働者に強いることになりました。最低賃金法の「賃金の最低限を保障することにより、労働者の生活の安定」を図るという生存権保障の考えを基に審議会運営を行い、発効日を法定どおりの最短にすることは喫緊の課題となっています。

労働基準法は第1条で「労働条件は、労働者が人たるに値する生活を営むための必要を充たすべきものでなければならない。」としており、最低賃金法第9条は、「労働者が健康で文化的な生活を営むことができるよう」にすることとしています。労働者の生活と労働力の質、消費購買力を確保しつつ、循環型地域経済を確立することによって、誰もが安心して暮らせる社会をつくりたいと考えます。

以上の趣旨から、下記事項について、地方自治法第99条に基づき、国に対して意見書を提出してくださるよう陳情いたします。

記

1. 労働者の生活を支えるため、直ちに最低賃金を大幅に引き上げ、時間額1,500円を早期に達成すること。
2. 最低賃金法を全国一律制度に改正すること。
3. 賃金の引上げができ、経営が継続できるように、社会保険料の事業主負担の減免など中小企業・小規模事業所への支援策を抜本的に拡充・強化すること。
4. 地方最低賃金審議会に発効日を最短とするよう要請すること。

令和8年1月16日

由利本荘市議会議長 佐藤健司様

秋田市中通7丁目2-21 くらしと労働会館2階
秋田県労働組合総連合

議長 高野智子 ㊞